

令和2年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

令和2年6月1日

午前9時30分開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	6番	大森恒太朗
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	横田敏文	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	山本雅章	総務部長	面巻昭男
総務課長	仲村佳真	まちづくり政策課長	本庄徳光
財政課長	福居哲也	税務課長	福田善行
住民生活部長	加藤恵三	福祉子ども課長	中尾歩美
長寿福祉課長	中原潤	国保医療課長	安藤晴康
健康対策課長	北典子	環境対策課長	東浦寿也
住民課長	関口修	都市建設部長	上田俊雄
建設農林課長	手塚仁	都市整備課長	真弓啓
上下水道課長	猪川恭弘	会計管理者	黒崎益範
教育次長	栗本公生	教委総務課長	松岡洋右
教委総務課参事	岡村智生	生涯学習課参事	平田政彦

1, 議事日程

- | | |
|---------|--|
| 日 程 1. | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 2. | 会期の決定について |
| 日 程 3. | 発議第 4 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 4. | 議案第 17 号 町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例について |
| 日 程 5. | 議案第 18 号 斑鳩町立幼稚園預かり保育条例について |
| 日 程 6. | 議案第 19 号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 7. | 議案第 20 号 斑鳩町立学校使用条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 8. | 議案第 21 号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 9. | 議案第 22 号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 10. | 議案第 23 号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 11. | 議案第 24 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 12. | 議案第 25 号 令和 2 年度消防ポンプ自動車の取得について |
| 日 程 13. | 議案第 26 号 令和 2 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）について |
| 日 程 14. | 議案第 27 号 令和 2 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日 程 15. | 議案第 28 号 令和 2 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について |
| 日 程 16. | 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて |

- て（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）
- 日 程 1 7 . 承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 1 8 . 承認第 3 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 1 9 . 承認第 4 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 2 0 . 承認第 5 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 2 1 . 承認第 6 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 2 2 . 承認第 7 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 2 3 . 承認第 8 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 2 4 . 承認第 9 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 2 5 . 承認第 1 0 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和 2 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 3 号）について）
- 日 程 2 6 . 承認第 1 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和 2 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について）

- 日 程 2 7 . 同 意 第 1 7 号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求
めることについて
- 日 程 2 8 . 報 告 第 7 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第1
号)について)
- 日 程 2 9 . 報 告 第 8 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第2
号)について)
- 日 程 3 0 . 報 告 第 9 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第4
号)について)
- 日 程 3 1 . 報 告 第 1 0 号 令和元年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算
書の報告について
- 日 程 3 2 . 報 告 第 1 1 号 令和元年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書
の報告について
- 日 程 3 3 . 報 告 第 1 2 号 令和元年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算
書の報告について
- 日 程 3 4 . 報 告 第 1 3 号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計
算書の報告について
- 日 程 3 5 . 報 告 第 1 4 号 令和元年度斑鳩町文化振興財団事業報告につい
て

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（坂口徹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、令和2年第2回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和2年第2回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆さまには、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例についてなど32議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

また、外出の自粛や学校・施設の休業など、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、住民の皆さま方の多大なるご理解・ご協力をいただいたおかげを持ちまして、4月12日以後、斑鳩町におきましては、新たな感染者の発生もなく、全国におきましても、先月25日に、すべての地域において緊急事態宣言の解除がなされたところであります。こうしたなか、本町におきましては、第2波の襲来への備えなど感染拡大防止対策に留意しながら、本日から、幼稚園、小・中学校が再開し、さらに、町の公共施設におきましても、段階的に、開館・利用再開していくことといたしております。また、町独自の施策といたしまして、「感染拡大防止策への支援」、「家計への支援」そして、「事業者への支援」の3つの観点から、町内全世帯へのマスクの配布や、子育て世帯への給付金の支給、そして中小企業者に対する事業支援金の支給など7つの施策を実施するとともに、感染症の収束後を見据えた、地域経済対策にも取り組んでいくことといたしておりますので、議員の皆さま方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（坂口徹君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりでございます。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程 1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 12 条の規定により議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員に、5 番、伴議員、6 番、大森議員を指名いたします。両議員にはよろしくお願いいたします。

続きまして、日程 2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から本月 18 日までの 18 日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月 18 日までの 18 日間と決定いたしました。

次に、日程 3. 発議第 4 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7 番、嶋田委員長。

○7 番(嶋田善行君) それでは、議案書を読み上げます。

発議第 4 号

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 109 条第 6 項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 2 年 6 月 1 日提出

議会運営委員会

委員長 嶋田 善行

提案説明につきましては、末尾の要旨の朗読をもちまして代えさせていただきます。

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例(要旨)

議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の減額の額及び減額期間を定めるため、所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 報酬の減額の額(期末手当への適用を除く。)(それぞれの報酬月額を 5%減

額)。議長の報酬月額、減額前36万円、減額後34万2千円、影響額は1万8千円。副議長の報酬月額、減額前30万2千円、減額後28万6,900円、影響額は1万5,100円。議員の報酬月額、減額前28万4千円、減額後26万9,800円、影響額は1万4,200円。(2)減額期間 令和2年7月1日から同年12月31日まで(6月間)、2.施行期日 令和2年7月1日から施行します。

以上をもちまして、提案説明とさせていただきます。議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(坂口徹君) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、発議第4号については、満場一致で可決されました。

続きまして、お手元に配布しております議事日程表の日程4.議案第17号 町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例についてから、日程35.報告第14号 令和元年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてまで、以上32議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました32議案について、総括提案説明を求めます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、朗読につきましては一部省略されますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

中西町長。

○町長(中西和夫君) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、朗読の一部省略について議員の皆さま方にご配慮いただき、ありがとうございます。

本定例会に付議いたしました議案につきましての概要説明をお手元に配布いたしております。本文の朗読は省略させていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長(坂口徹君) ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、あらかじめ配布された提出議案説明についてその概要が記載されておりますので、日程4.議案第17号から日程15.議案第28号

までの12議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程4. 議案第17号 町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第17号に関する総括質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第17号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程5. 議案第18号 斑鳩町立幼稚園預かり保育条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第18号に関する総括質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第18号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程6. 議案第19号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第19号に関する総括質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第19号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程7. 議案第20号 斑鳩町立学校使用条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第20号に関する総括質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第20号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8. 議案第21号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第21号に関する総括質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第21号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 9. 議案第 22 号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第 22 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第 22 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 10. 議案第 23 号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第 23 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第 23 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 11. 議案第 24 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第 24 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第 24 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 12. 議案第 25 号 令和 2 年度消防ポンプ自動車の取得についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第 25 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第 25 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 13. 議案第 26 号 令和 2 年度斑鳩町一般会計補正予算(第 5 号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第 26 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第 26 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 14. 議案第 27 号 令和 2 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第 27 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第 27 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 15. 議案第 28 号 令和 2 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第 28 号に関する総括質疑を終結いたします。
ただ今、議題となっています議案第 28 号は、建設水道常任委員会に付託いたします。
続いて、日程 16. 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）を議題といたします。
お諮りいたします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって承認第 1 号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第 1 号

町長専決処分について承認を求めることについて
（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和 2 年 6 月 1 日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第 3 号

専決処分書

斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、本条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿いまして、ご説明いたします。

本条例は、令和2年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行される内容に関し、所要の改正を行ったものであり、本条例についてすみやかに整備する必要があったことから、専決処分させていただいたものでございます。

はじめに、1. 主な改正内容です。(1) 個人町民税に関する改正です。①肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長として、適用期限を令和6年度まで3年延長するものでございます。次に、②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長として、適用期限を令和5年度まで3年延長するものでございます。

続きまして、(2) 固定資産税に関する改正です。①所有者不明土地の使用者を所有者とみなす制度の拡大では、調査を尽くしても、なお、固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ、当該使用者に通知した上で、その使用者を所有者とみなして、固定資産税課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができるものとするものでございます。次に、②現に所有している者の申告の制度化として、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者、相続人等は、氏名・住所等必要な事項を申告しなければならないこととするものでございます。次に、③再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長等として、一定規模の水力発電設備に係る固定資産税について、課税標準を現行の価格の3分の2から4分の3とした上で、適用期限を令和4年3月31日まで2年延長するものでございます。裏面にお移りいただきまして、④浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設として、水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、価格の3分の2とする特例措置を創設したものでございます。

続きまして、(3) たばこ税に関する改正ですが、たばこ税における輸出免除等の適用にあたり必要となる「課税免除事由に該当するに足る書類」の提出について、当該

書類の保存を前提に提出を不要とするものでございます。

次に、（４）その他法令の改正による条文整理等所要の改正として、地方税法の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等、所要の改正を行ったものでございます。

最後に、２．施行期日等でございます。本条例は、令和２年４月１日から施行いたします。別段の定めがあるものを除き、個人の町民税に関する部分、固定資産税に関する部分とも、令和２年度以降の年度分のそれぞれの税について適用してまいります。

以上が、改正内容でございます。なお、条例本文及び新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきますが、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

１２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君） こちらにつきましては、２月に開催されました総務常任委員会でも一定事前に説明いただいておりますが、改めてですね、町内でどういった対象があって、どういった影響があるのかという点について確認させていただきたいと思っております。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 本改正の適用を受けます対象者と影響額についてのご質問だと思いますので、そのあたり答弁をさせていただきます。まず個人住民税でございますが、肉用牛の売却による事業所得にかかる課税の特例措置につきましては、町内に対象者はございません。次に優良住宅等の造成等のために土地等を譲渡した場合の特例措置の適用件数につきましては、令和元年度で１件ございました。税額ベースで１２万円の減となっているところでございます。

次に、固定資産税についてでございますが、所有者の存在が不明である土地の当該者は令和２年３月末で５件、５人となっております。

次に、相続投棄がされるまでの間において、現に所有しているものの申告制度につきましては、現在本町では任意で届け出の運用を行っておりますが、令和元年度の届け出件数は３０７件となっているところでございます。

次に、再生可能エネルギー発電設備にかかる課税標準の特例につきましては、対象となる水力発電設備はございません。

次に、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の課税標準の特例につきましては、本町において該当する地区はございません。

最後に、たばこ税にかかる輸出免除等の適用につきましては、本町において該当するものはございません。以上でございます。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 固定資産税のところでは所有者が不明である場合ですね、使用者に登録をする、課税を課すことができるということですが、使用者もいない場合というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） すみません、現在、誰もおらないという場合につきましては、斑鳩町の場合、不納欠損処分している状況でございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 同じく2番の固定資産の①ですね、所有者が不明で使用者が税を払うのを拒まれた場合にはどうなるんですか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 現在、税を拒まれたという状況については、いろいろなケースがございますが、町といたしましては、そのあたりを十分ご説明いたしまして納税のほうをしていただくというふうにとっているところでございます。

○議長（坂口徹君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） この場合ですね、所有者が不明やと、使用者が固定資産を払われると、それが長年続くと所有者になるということにはならないんですか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） いわゆる、今持っておられる方が所有者ということなんですけども、これにつきましては、他の法律でそういった制度もございます。1つ例を挙げますと、地方公共団体が事業に使う場合、そういったものを収用できるという制度もございます。ただ、それともうひとつ、周りの方がそういったものを申し出された場合につきましては、いわゆる制度にのっとった形で所有者とすることもできるというふう聞いています。ただ、そういったものに関しましては、それぞれ相続等発生するものでございまして、そのあたりにつきましては、十分手続きを踏まえまして進める必要があるものと考えているところでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第1号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程17. 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第4号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

斑鳩町長 中 西 和 夫

それでは、本条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿いまして、ご説明いたします。

本条例は、先の承認第 1 号と同様に、令和 2 年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が、令和 2 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、同年 4 月 1 日から施行される内容に関し、所要の改正を行ったものであり、本条例についてすみやかに整備する必要があったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

はじめに、1. 主な改正内容でございます。（1）浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設として、水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る都市計画税について、課税標準を最初の 3 年間、価格の 3 分の 2 とするものでございます。

次に、（2）その他法令の改正による引用条文の整理等所要の改正として、地方税法の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等の所要の改正を行ったものでございます。

最後に、2. 施行期日等でございます。本条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度以降の年度分の都市計画税で適用してまいります。

以上が、改正内容でございます。なお、条例本文及び新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきますが、よろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第 2 号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第 2 号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第 2 号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程 18. 承認第 3 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○住民生活部長(加藤恵三君) それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)につきましてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第5号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申し上げます。議案書の末尾の条例(要旨)をごらんいただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただきます、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承

賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、令和2年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなり、本条例について、すみやかに整備する必要があったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

1. 主な改正内容でございます。（1）課税限度額の引き上げといたしまして、基礎課税額（医療分）で基礎課税額の課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額の課税限度額を16万円から17万円に引き上げるものでございます。

次に、（2）均等割及び平等割の軽減判定所得基準額の引き上げといたしまして、5割軽減の対象となる所得算定の被保険者数に乗ずる額を28万円から28万5千円に、2割軽減の対象となる所得算定の被保険者数に乗ずる額を51万円から52万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

施行期日等でございます。施行期日は、令和2年4月1日から施行するものでございます。以上、本条例の改正内容でございます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第3号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程19. 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって承認第4号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

加藤住民生活部長。

- 住民生活部長（加藤恵三君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）につきましてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第6号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申し上げます。議案書の末尾の条例（要旨）をごらんいただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今回の国民健康保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、「国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者である被保険者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」とされ、当該被保険者に対する傷病手当金を支給することについて、本条例においてすみやかに整備する必要がありましたことから、

専決処分をさせていただいたものでございます。

1. 主な改正内容でございます。(1) 対象者は、被用者である被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる者でございます。

次に、(2) 支給対象期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日であります。

次に、(3) 支給額は、直近の継続した3月間の給与収入の合計金額を労務日数で除した金額の3分の2に相当する金額とし、ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額としております。

次に、(4) 支給期間は、支給を始めた日から起算して1年6月以内でございます。

続きまして、2. 施行期日等でございます。施行期日は、公布の日から施行することとしており、また(2) 適用区分は、傷病手当金の支給を始める日は、令和2年1月1日から、別途規則で定めております9月30日までとしております。

以上、本条例の改正内容でございます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり承認いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回、コロナ関連で専決処分をされるということで、この内容自体に別に異議があるわけではないんですけども、今回の改正内容を見ますと、被用者に限っているんですね、被保険者のうち被用者の方を対象にされていますけど、では被用者でない方はどうなのかという点で考えますと、感染拡大防止を実効性のあるものにするためには、やはり被用者の方も対象に含むべきではないかなというふうに考えます。これについてはですね、3月26日の参議院の厚生労働委員会の中でですね、対象の拡大については市町村長の判断で可能であるという旨の答弁がされています。そうしたことからですね、4月の3日に町に対して、被用者でない方も対象に加えるようにということで、申し入れをさせていただいてきた経緯がございまして、その点について町としてはどういうふうに考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） その被用者以外の方の対応でございます。国の答弁にも

質問者がおっしゃいましたとおり、市町村の裁量ということでおっしゃっておりますけれども、その前提といたしましては、今回の財政措置の対象外としての一般財源等を投入したうえでは対象可能ですよと。国が財政措置をする分については対象外ということをはっきり申されておりますので、そういったことを考えますと、国民健康保険以外にも後期高齢者医療でしたり、例えば国保組合、全国にいろいろな業種ごとに設立されておりますけれども、そういったところもやっぱり被用者以外の制度というのはございませんで、全体的なことを考えますと、国のほうでそういったいろんな健康保険組合に対して財政措置をされるということが必要というふうに考えております。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 財源的な問題は確かにございますので、国のほうにしっかり財源を伴って市町村で勝手にやりなさいと、言い方は悪いですけど、そういうのではなくて、国に対して財源を求めていくということも必要であるというふうに思いますが、この間ですね、斑鳩町でコロナの感染者の方、これまで2名確認されてはいますが、非常に大量に感染が確認され、その財源も追いつかないというような状況でありましたらまた別ですけども、今の状況でいいますと今後、2次発生、第2波というのが言われてますんで、どうなるかはまだわかりませんが、そういった点で見ますと現在の状況では非常に感染者も少ない、財源的にもそんなに大きな負担にはならないのではないかとこのように考えますので、町の裁量としてできるのではないかとこのように考えてますので、改めて国に対して財源を求めていくのと同じにですね、町としても引き続き検討いただきたいというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思っております。

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第4号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第4号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、満場一致で承認されました。

ここで10時30分まで休憩いたします。

（ 午前10時13分 休憩 ）

（ 午前10時30分 再開 ）

○議長（坂口徹君） 再開いたします。

続いて、日程20．承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって承認第5号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第5号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第7号

専決処分書

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、本条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿い

まして、ご説明いたします。

本条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が、令和2年3月27日に改正され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例についてすみやかに整備する必要があったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

主な改正内容でございます。はじめに、補償基礎額の改定であります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことから、この改正内容に準じ、本条例において、消防団員及び消防作業従事者等の補償基礎額を改定するものでございます。消防団員の補償基礎額につきましては、階級と勤務年数に応じて、表のとおり引き上げます。また、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に引き上げます。

次に、法定利率の改正でございます。民法の一部を改正する法律により、法定利率が変動制とされたことに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を100分の5から事故発生日における法定利率に改めます。

最後に、施行期日等でございますが、本条例の施行期日は、令和2年4月1日から施行いたします。裏面にお移りいただきまして、経過措置として、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用してまいります。

以上が、改正内容でございます。なお、条例本文及び新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきますが、よろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第5号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第5号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程21．承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたし

ます。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって承認第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○住民生活部長(加藤恵三君) それでは、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)につきましてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第6号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第8号

専決処分書

斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月10日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申し上げます。議案書の末尾の条例(要旨)をごらんいただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきまして

は省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今回の条例改正は、奈良県後期高齢者医療広域連合が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者である被保険者に対し傷病手当金を支給することから、本町において、その申請書の提出の受付事務を行うことについて、本条例においてすみやかに整備する必要があったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

1. 改正内容でございますが、本町において行う事務に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を加えるものでございます。

次に、2. 施行期日等でございます。施行期日は、令和2年4月10日から施行することとし、令和2年1月1日から令和2年9月30日の期間において適用するものでございます。

以上、本条例の改正内容でございます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第6号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第6号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程22. 承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって承認第7号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第7号

町長専決処分について承認を求めることについて
（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第10号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、本条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿いまして、ご説明いたします。

本条例は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置による納税者等への影響の緩和を図るため、地方税法が令和2年4月30日に改正され、同日から施行される内容に関し、所要の改正を行ったものであり、本条例についてすみやかに整備する必要があったことから、専決処分させていただいたものでございます。

はじめに、1. 主な改正内容であります。（1）中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例では、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る課税標準額を2分の1又はゼロとするものでございます。

次に、（2）生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充として、新型コ

コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に該当する一定の事業用家屋及び構築物を適用対象に加え、課税標準額をゼロとするものでございます。

次に、（３）軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長として、軽自動車税環境性能割の税率を１％分軽減する特例措置の適用期限を６月延長し、令和３年３月３１日までに取得したものを対象とするものでございます。

次に、（４）徴収の猶予制度の特例に係る手続きとして、新型コロナウイルス感染症の影響により令和２年２月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで１年間徴収を猶予できる特例について、当該申請手続きに係る書類に訂正等があった場合における書類の提出期間は、町条例の規定を準用し、申請者が訂正等に係る通知を受けた日から２０日間とするものでございます。

最後に、２．施行期日でございますが、本条例は、公布の日から施行いたします。

以上が、改正内容でございます。なお、条例本文及び新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきますが、よろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第７号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第７号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第７号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程２３．承認第８号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって承認第８号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

- 総務部長（面巻昭男君） それでは、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第8号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第11号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、本条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿って、ご説明いたします。

本条例は、先の承認第7号と同様に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置による納税者等への影響の緩和を図るため、地方税法が令和2年4月30日に改正され、同日から施行される内容に関し、所要の改正を行ったものであり、本条例についてすみやかに整備する必要があったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

はじめに、1. 主な改正内容であります。（1）中小事業者等の家屋に対する都市計画税の課税標準の特例では、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度

課税の1年分に限り、事業用家屋に係る課税標準額を2分の1又はゼロとするものがございます。

最後に、2. 施行期日でございますが、本条例は、公布の日から施行いたします。

以上が、改正内容でございます。なお、条例本文及び新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきますが、よろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂口徹君）説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第8号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第8号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第8号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程24. 承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって承認第9号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） それでは、承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

承認第9号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第12号

専決処分書

斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、条例の改正内容につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の末尾の条例（要旨）をごらんいただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今回の斑鳩町介護保険条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことによる介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援について、令和2年4月30日に国の補正予算が成立したため、本条例について、すみやかに整備する必要があったことから、専決処分させていただいたものでございます。

その主な改正内容でございます。（1）減免の対象納期限につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限に係る保険料となっております。

次に（2）減免対象者につきましては、新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者。及び、主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等の減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であり、減少する事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である第1号被保険者となります。

次に（3）保険料の減免申請の期日要件の改正では、改正前では、納期限が未到来の保険料のみ減免の対象としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の減免を行う場合の対象納期限について、令和2年2月1日以降の納期限まで遡及

できる改正を行っております。

次に、施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用することとしております。

以上で、承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について）につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いを申しあげます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第9号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第9号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第9号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程25．承認第10号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって承認第10号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、承認第10号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第10号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第14号

専決処分書

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月8日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、住民の生活を守るために、感染拡大防止策への支援、家計への支援、事業者への支援の観点からの支援策をすみやかに実施する必要があったことから、令和2年5月8日付けで、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、予算の内容につきまして、補正予算書に沿いまして、ご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算の補正であります。第19款 繰入金、第1項 基金繰入金では、第1目 財政調整基金繰入金で、1億2千万円を一旦活用させていただくものでございます。

8ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正であります。第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第5目 財産管理費で、役場庁舎における感染症対策として、飛沫対策衝立や消毒等に必要な消耗品を購入するため、59万5千円を増額補正させていただいたものでございます。次に、第3款 民生費、第2項 児童福祉費では、第6目 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費で、子育て世帯生活支援給付金及び、ひとり親世帯生活支援給付金の支給に要する経費として、6,316万7千円を増額補正させていただいたものでございます。

9ページをお願いいたします。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費で、町内の全世帯、そして医療機関や、介護・障害者施設等への不織布マ

スクの配布に要する経費と、感染症対策用備蓄品の補充に要する経費、あわせて3,988万9千円を増額補正させていただいたものでございます。第6目 火葬場費では、火葬場における感染症対策として、空気清浄機を購入するため、28万6千円を増額補正させていただいたものでございます。次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第2目 商工業振興費で、中小企業者事業継続支援金の交付に要する経費として、1,500万円を増額補正させていただいたものでございます。次に、第8款 消防費、第1項 消防費では、第5目 災害対策費で、災害発生時の指定避難所における感染症対策として、不織布マスクや、消毒液等を購入し、備蓄するため、206万3千円を増額補正させていただいたものでございます。

10ページをお願いします。第9款 教育費、第2項 小学校費では、第1目 学校管理費で、小学校における感染症対策として、不織布マスクや、消毒等に必要な消耗品を購入するため、150万円を増額補正させていただいたものでございます。第3項 中学校費では、第1目 学校管理費で、中学校における感染症対策として、不織布マスクや、消毒等に必要な消耗品を購入するため、100万円を増額させていただいたものでございます。最後に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正に要する財源として、350万円を充当させていただいたものでございます。

以上のように、本補正予算では、この支援策の財源につきましては、財政調整基金、予備費を一旦活用する形となっておりますが、追って、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」と組み換えることとしております。なお、この交付金の交付限度額は1億2,253万7千円となっております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12,056,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月8日 専決

斑鳩町長 中西 和 夫

以上で、承認第10号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第10号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第10号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第10号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程26. 承認第11号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって承認第11号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） それでは、承認第11号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）につきましてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第11号

町長専決処分について承認を求めることについて

（令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項

の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第16号

専決処分書

令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月27日

斑鳩町長 中西和夫

今回の補正の内容でございますが、令和元年度予算の医療に係る歳出が、歳入を上回ることとなり、歳入欠かんが生じたことから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和2年度予算からその不足分を繰り上げて、これに充てるものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりまして、ご説明を申しあげます。

補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございます。第8款 諸収入、第2項 雑入、第6目 歳入欠かん補填収入で、1億9,300万円の増額をさせていただいたものでございます。

続いて、歳出でございます。6ページをお願いいたします。第11款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金で、1億9,300万円の増額補正をさせていただいたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 193,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3,167,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月27日 専決

斑鳩町長 中西 和 夫

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり承認いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、承認第11号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第11号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第11号については、満場一致で承認されました。

次に、日程27. 同意第17号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第17号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、同意第17号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて、ご説明申しあげます。

本同意は、現委員の大方豊氏の任期が、令和2年6月28日をもって満了となることから、引き続き、大方豊氏を同委員として選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。ご説明といたします。

同意第17号

斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町五百井1丁目3番6号

氏 名 大方 豊

生年月日 昭和29年7月18日

大方豊氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致で同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） お諮りいたします。

同意第17号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第17号については、満場一致で同意されました。

次に、日程28. 報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、報告第7号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） それでは、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読をいたします。

報告第7号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読をいたします。

斑専第9号

専決処分書

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月16日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、新型コロナウイルスの感染症対策の一環として、幼稚園等における感染拡大を防止するための経費が補助対象となることから、その国庫補助金と空気清浄機や消毒液の購入経費につきまして、令和2年4月16日付けで専決処分させていただいたものでございます。

それでは、予算の内容につきまして、補正予算書に沿いまして、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお願いをいたします。

はじめに、歳入予算の補正でございます。第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第7目 教育費国庫補助金で、教育支援体制整備事業費交付金150万円を増額補正させていただいたものでございます。

6ページをお願いをいたします。続きまして、歳出予算の補正でございます。第9款 教育費、第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費で、幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策に必要な空気清浄機や、消毒液などの物品を購入するため、150万円を増額補正させていただいたものでございます。

それでは、1ページにお戻りをいただきたいと思います。予算総則を朗読をさせてい

たきます。

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 9,031,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月16日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）のご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（坂口徹君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、報告第7号に関する質疑を終結いたします。

報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を終わります。

次に、日程29. 報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、報告第8号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第 8 号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和 2 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 2 号) について)

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 2 年 6 月 1 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第 13 号

専決処分書

令和 2 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 2 号) について

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 日

斑鳩町長 中西 和 夫

本補正予算は、国の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策として、迅速な対応が必要となった特別定額給付金及び、子育て世帯の生活を支援する子育て世帯への臨時特別給付金に係る国庫補助金の受け入れと、その給付に要する経費について、令和 2 年 5 月 1 日付けで、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算書に沿いまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の 5 ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算の補正であります。第 15 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金では、第 1 目 総務費国庫補助金で、特別定額給付金給付事業費補助金 28 億 3 千万円、その事務費補助金 3,170 万円、あわせて 28 億 6,170 万円を増額補正させていただいたものでございます。第 2 目 民生費国庫補助金では、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 3,830 万円、その事務費補助金 540 万円、あわせまして 4,370 万円を増額補正させていただいたものでございます。

6 ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正でございます。第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費では、第 12 目 特別定額給付金給付事業費で、本給付金

の支給に要する経費として、28億6,170万円を増額補正させていただいたものでございます。

7ページをお願いいたします。第3款 民生費、第2項 児童福祉費では、第6目 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費で、本給付金の支給に要する経費として、4,370万円を増額補正させていただいたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,905,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 11,936,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月1日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、報告第8号に関する質疑を終結いたします。

報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）を終わります。

次に、日程30. 報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、報告第9号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第9号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第15号

専決処分書

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月20日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、消防団員2名が退団されたことから、消防団員退職報償金の受け入れと、支給に要する経費について、令和2年5月20日付けで、専決処分させていただいたものでございます。

それでは、予算の内容につきまして、補正予算書に沿いまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算の補正であります。第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、消防団員退職報償金受入金99万3千円を増額補正させていただいたものでございます。

6ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正であります。第8款 消

防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、消防団員の退団に伴う退職報償金99万3千円を増額補正させていただいたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ993千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12,057,893千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月20日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、報告第9号に関する質疑を終結いたします。

報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）を終わります。

次に、日程31. 報告第10号 令和元年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、報告第10号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、報告第10号 令和元年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第10号

令和元年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

本報告につきましては、令和元年度予算において、繰越明許費の議決をいただいている歳出予算のうち、当年度内で執行ができなかった経費を令和2年度予算に繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その報告を行うものでございます。

それでは、次のページの令和元年度 斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書により、ご説明いたします。はじめに、第3款 民生費では、各事業の翌年度繰越額は、私立保育所感染症対策事業で99万円、町立保育園感染症対策事業で97万9,990円、学童保育室感染症対策事業で248万8,761円、学童保育施設新設事業で4,059万4千円となっております。次に、第4款 衛生費では、各事業の翌年度繰越額は、健康管理システム改修事業で141万9千円、資源物共通指定袋等購入事業で554万3,109円となっております。次に、第9款 教育費では、各事業の翌年度繰越額は、斑鳩町史編さん事業で1,295万8千円、小学校ICT環境整備事業で7,192万円、中学校照明設備LED化事業で2,650万円、中学校ICT環境整備事業で3,479万円となっております。これら10事業、合計1億9,818万2,860円につきまして、令和2年度予算に繰り越したものであり、その財源内訳は、未収入特定財源の国・県支出金で1億603万9千円、地方債で4,880万円、一般財源で4,334万3,860円を計上しております。

以上で、報告第10号 令和元年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。ご理解賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

○議長（坂口徹君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、報告第10号に関する質疑を終結いたします。

報告第10号 令和元年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

続いて、日程32. 報告第11号 令和元年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、報告第11号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、報告第11号 令和元年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

報告第11号

令和元年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

標記について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

本報告につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費のうち龍田西8丁目地内の上水道工事を繰り越しましたことから、その繰越額を報告するものでございます。2枚目の繰越計算書を申し上げます。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、事業名 いかるがパークウェイ築造工事に伴う配水管布設替工事（2工区）、予算計上額1,760万円、支払義務発生額1,536万1千円、翌年度繰越額223万9千円、翌年度繰越額の財源内訳、当年度損益勘定留保資金223万9千円、不用額及び翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額0円、説明、関係機関との協議・調整のため。

内容といたしまして、奈良国道事務所発注のいかるがパークウェイ整備工事との調整

から繰越しし、工事期間を当初令和2年3月19日の竣工予定を令和2年7月31日まで延期いたしております。なお、工事概要について、変更はございません。

以上、報告第11号 令和元年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。

ご理解をいただきまして、ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、報告第11号に関する質疑を終結いたします。

報告第11号 令和元年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

続いて、日程33. 報告第12号 令和元年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、報告第12号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、報告第12号 令和元年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

報告第12号

令和元年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

標記について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

本報告につきましては、令和元年度から継続事業として取り組んでおります2路線につきまして、令和元年度にかかります支出予算の経費のうち、逡次繰り越しを行いまし

た額について地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、報告させていただくものでございます。

2枚目の継続費繰越計算書をお願いいたします。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、事業名 公共下水道築造工事に伴う配水管移設工事（8工区－6）、継続費の総額3,300万円、令和元年度継続費予算現額、予算計上額1,200万円、前年度通次繰越額0円、計1,200万円。支払義務発生額950万4千円、残額249万6千円、翌年度通次繰越額249万6千円、翌年度通次繰越額に係る財源内訳、工事負担金249万6千円、当年度損益勘定留保資金0円、翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額0円でございます。次に、事業名 公共下水道築造工事に伴う配水管移設工事（18工区－1）、継続費の総額3,500万円、令和元年度継続費予算現額、予算計上額1,600万円、前年度通次繰越額0円、計1,600万円。支払義務発生額804万8,700円、残額795万1,300円、翌年度通次繰越額795万1,300円、翌年度通次繰越額に係る財源内訳、工事負担金132万1,800円、当年度損益勘定留保資金662万9,500円、翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額0円でございます。

内容といたしまして、神南4丁目を進めております8工区－6工事、及び法隆寺北1丁目等で進めております18工区－1工事におきまして、令和元年度の執行額の残額について令和2年度に通次繰越するものでございます。双方とも工事概要に変更はなく、令和3年2月19日の竣工に向けて、進めているところでございます。

以上、報告第12号 令和元年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。ご理解賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

○議長（坂口徹君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、報告第12号に関する質疑を終結いたします。

報告第12号 令和元年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

続いて、日程34. 報告第13号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略すること

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。よって、報告第13号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長(上田俊雄君) それでは、報告第13号 令和元年度 斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

報告第13号

令和元年度 斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

標記について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

本報告につきましては、令和元年度から継続事業として取り組んでおります2路線について、令和元年度に係ります支出予算の経費のうち、通次繰り越しを行いました額について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものでございます。2枚目の継続費繰越計算書をお願いいたします。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、事業名 公共下水道事業(11処理分区8工区-6工事)、継続費の総額1億500万円、令和元年度継続費予算現額、予算計上額3,700万円、前年度通次繰越額0円、計3,700万円、支払義務発生額3,504万4,600円 残額195万5,400円、翌年度通次繰越額195万5,400円、翌年度通次繰越額に係る財源内訳、国庫補助金0円、企業債190万円、その他5万5,400円、翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額0円でございます。

次に、事業名 公共下水道事業(15処理分区18工区-1工事)、継続費の総額2億6,100万円、令和元年度継続費予算現額、予算計上額1億5,800万円、前年度通次繰越額0円、計1億5,800万円、支払義務発生額7,253万3,600円、残額8,546万6,400円、翌年度通次繰越額8,546万6,400円、翌年度通次繰越額に係る財源内訳、国庫補助金4,138万8,880円、企業債4,400万円、その他7万7,520円、翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購

入限度額 0 円でございます。

内容といたしまして、神南 4 丁目地内で進めております 8 工区－ 6 工事、及び、法隆寺北 1 丁目地内で進めております 1 8 工区－ 1 工事におきまして、令和元年度の執行額の残額について、令和 2 年度に逡次繰越するものでございます。なお、双方とも、工事概要に変更はなく、令和 3 年 2 月 2 6 日の竣工に向けて進めているところでございます。

以上、報告第 1 3 号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。ご理解をいただきましてご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、報告第 1 3 号に関する質疑を終結いたします。

報告第 1 3 号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

次に、日程 3 5．報告第 1 4 号 令和元年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、報告第 1 4 号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、報告第 1 4 号 令和元年度斑鳩町文化振興財団事業報告につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第 1 4 号

令和元年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和 2 年 6 月 1 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

それでは、資料の令和元年度事業報告書に基づきまして、ご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。財団の概況でございます。上から3つ目の3の財団の事業でございますが、文化振興財団では、事業を大きく分けて、(1)の公益目的事業と(2)の収益事業等の2事業を実施しております。

(1)の公益目的事業では、公1の公演・文化講座事業として、自主文化事業22事業を実施し、これらの事業の事業収益は1,098万7,552円で、事業費は1,799万6,292円となっております。次に、公益目的利用に係る貸館事業及びその維持管理である、公2のホール管理・貸与事業では、事業収益は1,490万7,181円で、事業費は1億249万1,389円となっております。次に、コピーサービス料金や斑鳩町からの指定管理料などの共通収入を整理する、共通では、事業収益のみで8,774万5,572円となっております。この結果、公益目的事業の合計は、事業収益が1億1,364万305円で、事業費は1億2,048万7,681円となっております。次に、(2)の収益事業等でございます。はじめに、販売・営利活動など公益目的利用以外に係る貸館事業及びその維持管理である、収1のホール管理・貸与事業では、事業収益は、1,051万3,550円で、事業費は、451万1,007円となっております。

次に、図書館に係る維持管理費である、収2の図書館管理事業では、事業収益は、1,264万9,290円で、事業費は、同額の1,264万9,290円となっております。ホール全体の管理に必要な委託料、光熱水費等を面積比で案分しており、22パーセント分を図書館分として受け入れしているところでございます。この結果、収益事業等の合計は、事業収益が2,316万2,840円で、事業費は1,716万297円となっております。これらの事業の実施状況等につきましては、事業報告書の3ページから6ページにおいて、令和元年度事業実施状況を、また、7ページから10ページにかけては、令和元年度施設使用状況をまとめております。また、収益と費用につきましては、13ページから14ページにかけて、正味財産増減計算書と、正味財産増減計算書内訳表をもって整理をしております。

恐れ入りますが、11ページの貸借対照表をごらんいただけますでしょうか。

はじめに、資産の部の1.の流動資産、そして、負債の部の1.の流動負債は、ともに前年度より71万6,368円増の2,712万9,963円となっております。また、資産の部の2.の固定資産は、(1)の基本財産で、前年度と同額の1億円、(2)の

その他固定資産合計は177万7,932円で、固定資産の合計は1億177万7,932円となっております。これに、流動資産2,712万9,963円を加えた資産合計は1億2,890万7,895円で、これはこの貸借対照表の一番下の負債及び正味財産合計と同額となっております。また12ページにおきまして、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計と、会計別に整理した貸借対照表内訳表を整理しております。

18ページをお願いいたします。財産目録でございます。この財産目録は、令和2年3月31日現在の財産の保有状況を示しております。年度末の正味財産は、表の一番下の行でございますが、1億177万7,932円となっております。先ほど11ページの貸借対照表の下から2行目の正味財産合計と一致しております。また、19ページ以降につきましては、正味財産増減計算書の事業区分別内訳表説明書となっております。

最後に、30ページをお願いいたします。監査報告書でございますが、去る4月27日に実施されました、監査結果について、その報告書を添付しております。

以上で、報告第14号 令和元年度斑鳩町文化振興財団事業報告とさせていただきます。ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、報告第14号に関する質疑を終結いたします。

報告第14号 令和元年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明2日、3日は休会、4日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもおつかれさまでした。

（午前11時54分 散会）